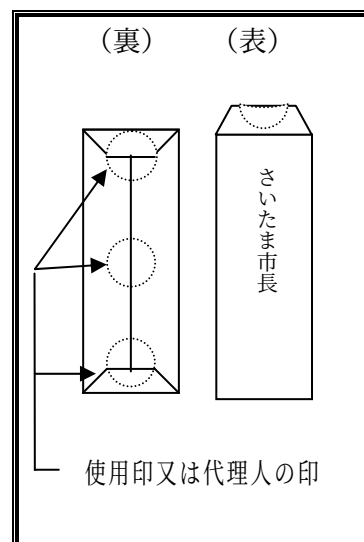


入札時の注意事項

- 1 代理人により入札する場合は、委任状を提出してください。
- 2 委任状の記載事項を訂正、削除、挿入等する場合は、訂正等を行う箇所を消し線で見え消しにして、さいたま市へ入札等の際に使用する印として届けてある印（以下「使用印」という。）を訂正箇所へ押してください。
- 3 入札書は、おもてに「さいたま市長」と書いた封筒に入れて提出してください。
- 4 入札書には、さいたま市へ届けてある所在地又は住所、商号又は名称、代表者の職・氏名を記入してください。（登録のときに委任者を届けてある場合は、受任者の所在地、名称、受任者の職・氏名を記入してください。）
- 5 入札書には、使用印を押してください。ただし、代理人での入札の場合は、委任状の代理人の印と同一の印を押してください。
- 6 入札書の金額（単価を含む）の訂正は、無効となります。
- 7 入札書の記載事項で金額以外を訂正、削除、挿入等する場合は、訂正等を行う箇所を消し線で見え消しにして、使用印を押してください。ただし、入札参加が代理人の場合は、委任状に押した代理人の印を押してください。
- 8 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 9 入札書には、消費税及び地方消費税の額を含まない額を記入してください。
- 10 入札の結果、予定価格に達しない場合は、再度入札を1回まで行います。
- 11 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできません。
- 12 仕様書は入札時に持参し、返却してください。
- 13 入札参加者は、入札後、仕様書、現場等について不明を理由として、異議を申し立てることはできません。



（さいたま市契約規則抜粋）

（入札の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札参加資格がない者のした入札
- （2）入札者の記名押印のない入札又は記入事項若しくは印影の判読できない入札
- （3）入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札
- （4）記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- （5）同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- （6）同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- （7）明らかに連合によると認められる入札
- （8）金額を訂正した入札書による入札
- （9）前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札